

松山大学生生活協同組合生協マネー利用約款

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本約款は、松山大学生生活協同組合（以下「当生協」という。）が発行する、電子マネー（以下「生協マネー」という。）に係る運用等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、利用者の利便性向上を図ることを目的とします。
- 2 本約款に定めのない事項については、当生協が別途定めるルール・ガイドラインによるものとし、生協マネーに係る本サービスに付随し又は関連して当生協が提供するサービスについては、本約款が適用されるものとします。
 - 3 組合員は、本約款等が適用されることを了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

(生協マネーの定義)

- 第2条 本約款でいう生協マネーとは、以下の2者をいい、本約款では、生協マネーと呼称します。
- (1) 「IC電子マネー」
当生協がICカード取扱約款に基づき、組合員に対して発行するICチップ搭載の携帯用組合員カード（以下「ICカード」）を用いることで使用することができる電子マネー（ICカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます）。
 - (2) 「生協ウォレット」
当生協が提供する各種Webサービスを利用するために、組合員がWebサービス用アカウントを登録し、必要な手続きをすることによりWebサービス上で利用することができる電子マネー（当生協が発行する金銭的価値を有する電子情報のうち、組合員が本約款第10条第2項第2号に定める利用を行うことができる電子マネーとして、当生協が生協ウォレットとの名称で発行するもの）。なお、1円に相当する価値を有する生協ウォレットを「1円」としてこれを表示するものとします。

(定義)

- 第3条 「対象サービス」とは、当生協がインターネット上で運営する受験生・新入生及び在学学生をサポートするためのサイト（以下「生協Webサイト」という）にて提供する商品など、当生協が生協ウォレットの利用ができるものとして指定するものをいいます。
- 2 「ICカード対応機器」とは、IC電子マネーを利用するためのソフトウェアが提供された、非接触通信にてICチップにデータの読み書きを行うための当生協所定の装置をいいます。
 - 3 「生協ポイント」とは、生協ポイント利用約款に基づき当生協が組合員の利用に対して付与するポイントをいいます。
 - 4 「マイページ」とは、当生協が組合員に対し、Webページ上で生協ウォレット、生協ポイントの残高照会等、契約内容の照会、変更手続き、商品等の購入受付を行うサービスを提供するために、当生協が運営するWebページをいいます。
 - 5 「パスワード」とは、生協Webサイトを利用するためのアカウントを登録する際に用いら

れるパスワードであって、組合員が当生協所定の方法により登録したものをいいます。

- 6 「ID」とは、生協Webサイトを利用するための、当生協所定のWebサービス用アカウントのIDをいいます。
- 7 「Webサービス用アカウント」とは、生協Webサイトを利用するために組合員が登録することができるアカウントをいいます。
- 8 「ファミリーアカウント利用者」とは、生協Webサイトの利用規約に同意のうえWebサービス用アカウントを作成した組合員の父母若しくは生計維持者(以下、「父母等」という。)のうち、所定の手続きにより組合員認証を行った利用者をいいます。ファミリーアカウント利用者は相互の利用履歴等を組合員本人と父母等の間で共有することができます。上記利用履歴等の共有を解除したい場合は、当生協にお申出いただくことで解除することができます。

第2章 IC電子マネー

(IC電子マネーの内容・利用)

- 第4条 組合員は当生協の店舗に設置しているICカード用のチャージ機、当生協の店舗のPOSレジにて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。入金額に対して当生協が指定する割増率がある場合は、増額された金額が記録されるものとします。
- 2 第3章「生協ウォレット」に規定する生協ウォレットからの残高の移動として、IC電子マネーへチャージすることができます。ただし、ICカードから生協ウォレットへの残高の移動はできません。
 - 3 組合員は当生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)においてICカード対応機器で記録された金額を読み取ることで、決済代金(商品代金、送料、手数料又は消費税を含む)の全部又は一部の支払いとして利用する、若しくは大学当生協が指定するサービスを受けることができるものとします。
 - 4 組合員はIC電子マネーの利用に伴い、生協ポイント利用約款に定める生協ポイントの付与を受けることができます。

(IC電子マネー利用の限度額・手数料等)

- 第5条 当生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、1回あたりの利用限度額、入金金額に対する割増を設定する場合は、その割増率を定め、これを組合員に通知するものとします。
- 2 組合員のIC電子マネー利用手数料は無料とします。
 - 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

(IC電子マネーが利用できない場合)

- 第6条 組合員は、次の場合には、IC電子マネーの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合

(2) 当生協が、IC電子マネーで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(IC電子マネー残高の確認)

第7条 組合員は、当生協の店舗に設置しているICカード用のチャージ機、当生協の店舗のPOSレジ、及び当生協の店舗ご利用時のレシートにより、IC電子マネー残高を確認することができます。また、マイページにて、前日までの残高を照会することができます。ただし、マイページへの反映は前日分まで完了する予定ですが、システム処理等の都合上、当該期間を超える場合もあります。

(ICカードの紛失・汚損・破損等による電子マネーの処理)

第8条 ICカードの汚損により、電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、又はICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード取扱約款に定める再発行の届出を行うものとします。

- 2 組合員がICカードを紛失し、又は盗難にあった場合は、ICカード取扱約款に定める届出を行うものとします。当生協は、本人確認の上、当該ICカードの利用停止措置を行います。
- 3 組合員がICカードの紛失・盗難を申し出てから当生協による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、IC電子マネーを第三者により利用された場合又は、その他何らかの損害発生した場合でも、当生協は一切の責任を負わないものとします。
- 4 第2項における利用停止措置が完了した時点で当該ICカード電子マネー残高がある場合、当生協は当該残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとします。

(IC電子マネー残高の換金等の不可)

第9条 IC電子マネーサービスの終了の場合、又は組合員の脱退等の事由により、当生協がICカードの使用を停止した場合を除き、資金決済法に準拠しIC電子マネー残高の換金又は払い戻しはできないものとします。

- 2 前項にいうIC電子マネーの払い戻しは、当生協がIC電子マネー残高を確定した後に、当生協が定めた所定の方法により行うものとします。

第3章 生協ウォレット

(生協ウォレットの内容・利用)

第10条 生協ウォレットは、Webサービス用アカウントの登録を行った組合員にのみ発行できるものとします。

- 2 組合員は、本約款に基づき次の各号に定めるサービスを利用することができます。

(1) 生協ウォレットをチャージする

(ア) 組合員は、当生協所定の方法により、生協ウォレットをチャージすることができます。また、生協ウォレットのチャージする場合、手数料はかかりません。

(イ) 生協ウォレットのチャージにあたって利用可能な決済方法は当生協所定の方法

とし、組合員は、生協ウォレットをチャージする都度、決済方法を当生協所定の方法より選択します。なお、一度選択した決済方法は変更することができません。

(ウ) 組合員がチャージをするために選択した決済方法により支払いが完了した時点で、生協ウォレットが発行されるものとします。

(2) 生協ウォレットを対象サービスで利用する

(ア) 組合員は、対象サービスにおいて、当生協所定の方法により、決済代金（商品代金、送料、手数料又は消費税を含む）の全部又は一部の支払いとして利用することができるものとします。なお、生協ウォレットの残高が決済代金に満たない場合は、組合員は、不足額を当生協の指定する方法により支払うものとします。また、生協ウォレットを対象サービスで利用する場合、手数料がかかりません。

(イ) 当生協は、(ア) の生協ウォレットの利用の対象となるサービス又は商品等を制限したり、条件を付することができるものとします。

(ウ) 当生協が組合員から生協ウォレットで支払う旨の指図を受けた時点で、生協ウォレットの利用が完了したものとします。

(エ) 組合員が生協ウォレットを対象サービスで利用した場合に、万一、商品の瑕疵その他の問題が生じたことにより商品の返品、申込の取り消しを行った場合は、当該利用を行ったときに使用した生協ウォレット額を加算して返金を行うものとします。

(3) ファミリーアカウント利用者による生協ウォレットの代行チャージ

(ア) ファミリーアカウント利用者は、組合員に代行し、当生協所定の方法により、生協ウォレットをチャージすることができます。このチャージは組合員に属するものとします。

(イ) ファミリーアカウント利用者がチャージをするために選択した決済方法により支払いが完了した時点で、組合員への生協ウォレットが発行されるものとします。

(4) 生協ウォレットの残高を I C 電子マネーへ移動

(ア) 組合員は、当生協所定の方法により、自ら保有する生協ウォレットを自らの I C 電子マネーへ移動することができます。

(イ) 組合員は、I C 電子マネーに生協ウォレット残高を移動した場合には、当生協の指定する店舗において I C カード対応機器を使用した決済においてのみ使用することができます。なお、一度移動した I C 電子マネーは生協ウォレットへの移動はできないものとします。

3 本条第 2 項に定めるサービスを当生協所定の方法で利用した場合、組合員はその後当該利用を取り消すことはできません。ただし、本条第 2 項第 2 号 (エ) に規定する場合はこの限りではありません。

4 本サービスに係る処理は、各手続実施後即時に完了する予定ですが、システム処理等の都合上、当該期間を超える場合もあります。

5 組合員は、パスワードについて、生年月日や電話番号、同一数字等、第三者に推測されやすい文字列を避ける、定期的に変更する等、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、漏洩しないよう細心の注意を払い、かつ、当該パスワードが漏洩したと疑われる場合には、速やかにパスワードを変更するものとします。

- 6 当生協は、生協ウォレットの安全性確保、不審な取引の排除等のために相当と認める範囲で調査を行う場合があります。組合員は、これに協力するものとします。当生協からの調査に対して、相当の期間内に回答がなかった場合、又は不適切な回答があった場合には、生協ウォレットを利用することができない場合があります。また、そのために生じた損害については、当生協は責任を負いません。

(生協ウォレットが利用できない場合)

- 第11条 組合員は、以下の各号の場合には、本サービスにおいて生協ウォレットを利用いただくことができません。
- (1) 生協ウォレットの電子情報が偽造若しくは変造され、又は不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) 生協ウォレットが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知りうる状態で取得したとき。
 - (3) 組合員が、本約款等に違反して生協ウォレットを利用しようとしたとき。
 - (4) 第16条に基づき、本サービスの利用停止又は組合員資格が取り消された状態にあるとき。
 - (5) 生協ウォレットの電子情報の破損、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) システムメンテナンスその他システム上の理由により一時的に当生協が生協ウォレットの利用を停止するとき。
- 2 前項に基づき、組合員が生協ウォレット又は本サービスを利用できないことにより組合員に損害、損失又は費用が生じた場合であっても、当生協は、その責任を負いません。

(生協ウォレット残高の確認等)

- 第12条 生協ウォレットの残高及び履歴は、マイページにてご確認いただくことができます。また、ファミリーアカウント利用者は、組合員と同等の情報を照会することができます。
- 2 当生協は、組合員が取得し又は利用した生協ウォレットの額に誤りがあることが判明した場合、当生協が管理する生協ウォレットに係る電子情報の記録から正確な額が判明したときは、組合員に通知のうえ、これを訂正するものとします。

(生協ウォレット残高の換金等不可)

- 第13条 生協ウォレットサービスの終了の場合、又は組合員の脱退等の事由により、当生協が生協ウォレットの使用を停止した場合を除き、資金決済法に準拠し生協ウォレット残高の換金又は払い戻しはできないものとします。
- 2 前項にいう生協ウォレットの換金、払い戻しは、当生協が生協ウォレット残高を確定した後に、当生協が定めた所定の方法により行うものとします。

第4章 生協マネー利用履歴

(利用履歴の提供)

- 第14条 当生協は、組合員の生協マネー利用（以下、利用履歴という）の一部を組合員及びファミリーアカウント利用者に提供します。
- 2 前項の利用履歴とは、以下のものをいいます。
 - (1) IC電子マネーの入金額・利用金額・残高、及びIC電子マネーの利用に伴う生協ポイント付与履歴等。
 - (2) 生協ウォレットの入金額・利用金額・残高、及び生協ウォレットの利用に伴う生協ポイント付与履歴等。
 - 3 利用履歴は組合員が生協アカウントの登録をすることによりマイページで照会することができます。
 - 4 当生協は、提供した利用履歴の不整合などにより、組合員及び父母等（組合員の父母若しくは生計維持者）に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

第5章 雑則

(禁止事項等)

- 第15条 組合員は、保有する生協マネーをいかなる第三者にも貸与又は質入等を行うことはできません。
- 2 組合員は、生協マネーを違法若しくは公序良俗に反する目的又は営利の目的で利用することはできません。
 - 3 組合員は、生協マネーの電子情報又は生協マネーに係るシステムを損壊、解析又は複製等を行わないものとします。
 - 4 生協マネーは、保有する組合員本人以外には利用することができません。

(サービスの利用停止等)

- 第16条 当生協は、組合員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく当該組合員による本サービスの利用を停止し、又は組合員の地位を取り消すことができるものとします。
- (1) 本約款等に違反した場合
 - (2) 本サービスを不正の目的で利用した場合
 - (3) 本約款等に基づき登録した登録情報に虚偽又は不実の内容が含まれていた場合
 - (4) 不正な方法により生協マネーを取得し、又は不正な方法で取得された生協マネーであることを知って利用した場合
 - (5) 組合員の保有する生協マネーが偽造又は変造されたものである場合
 - (6) 組合員について破産手続、民事再生手続その他の法的整理手続が開始した場合、又は組合員の債権者が当生協を第三債務者とする差押の手続（滞納処分によるものを含みます。）を開始した場合
 - (7) 前6号に準じる行為等があり、当生協が利用の停止又は地位の取消しを相当と認めた場合
- 2 前項により本サービスの利用を停止し、又は組合員の地位を取り消した場合、組合員は、本

サービスを利用することができません。

- 3 第1項の規定により、組合員の地位を取り消した場合、当該組合員が保有する生協ウォレットは直ちに失効、及びI C電子マネーは直ちに利用停止するものとします。この場合、組合員は、当生協に対し、当該生協マネーの払戻しを請求することはできません。

(サービスの変更、停止又は終了)

- 第17条 当生協は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可抗力その他やむを得ない事情がある場合には事前の告知なく本サービスの全部又は一部を変更、停止、又は終了することができるものとします。
 - 2 当生協は、停電、通信回線の事故、システム上の不具合、緊急メンテナンスの発生、その他やむを得ない事情により、一時的に本サービスを停止することができるものとします。
 - 3 前2項の場合、当生協は、当生協のWebサイトにその旨を掲載するなど、当生協所定の方法により組合員に周知する措置をとるものとします。

(約款の変更・廃止)

- 第18条 当生協は、生協マネーの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。
 - 2 前項の場合、当生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - (1) 店舗での掲示
 - (2) Webサイトへの掲示
 - 3 本約款の変更・廃止は、当生協の理事会の議決によります。

(免責)

- 第19条 前2条に定める本サービスの変更、停止、又は終了及びその他の理由により、組合員が本サービスを利用できなかったことにより、組合員に不利益又は損害が生じた場合であっても、当生協に故意又は重過失がない限り、当生協はこれらについて責任を負わないものとします。
 - 2 当生協は、本サービスの運用にあたり障害が生じないことを保証するものではなく、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの遅滞、中断、中止、データの消失、本サービスの利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して組合員に生じた損害につき、当生協に故意又は重過失がない限り、当生協は責任を負わないものとします。
 - 3 金銭的価値を有する電子情報の滅失若しくは毀損又は偽造若しくは変造があったことにより、組合員に不利益又は損害が生じた場合であっても、当生協はこれらについて当生協に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
 - 4 当生協は本サービス利用時に入力されたID及びパスワードが登録されたものと一致することを当生協所定の方法により確認した場合には、当該組合員による利用と取り扱います。ID及びパスワードの管理(第10条第6項の規定を含みますが、これに限られません。)、又は、組合員による誤用に関連又は起因して組合員に生じた損害(第三者による不正な利用に関連又は起因する損害を含みます)について、当生協に故意又は重過失がある場合を除き、当生協は責任を負わないものとします。

(税金及び費用)

第20条 本サービスの利用にともない、組合員に税金や付帯費用が発生する場合には、組合員がこれらを負担するものとします。

(個人情報)

第21条 当生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、当生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第22条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、当生協に対して所定の届出を行うものとします。
2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第23条 当生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員が生協マネーを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、当生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(約款の遵守と違反時の損害負担)

第24条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款に違反することにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(組合員への連絡等)

第25条 当生協から組合員に対する告知は、当生協所定の方法で行います。また、当生協は電子メール等を利用して、本サービスに関する宣伝又は重要なお知らせ等を送る場合があります、組合員は予めこれを承諾するものとします。

2 当生協は、本約款等に基づいて登録されたメールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当生協に故意又は重過失がない限り、当生協は責任を負わないものとします。

(1) 届出の変更を怠る等、組合員の責めに帰すべき事由があったとき

(2) 当生協の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき

(他の利用約款の遵守)

第26条 組合員は、本約款の他、ICカード取扱約款をはじめ、当生協が定める約款及びルール・ガイドライン等を遵守するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第27条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

2 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(解釈等)

第28条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合は、当生協の理事会が決定します。

附則

(施工期日)

本約款は2022年6月21日から施行する。